

システム障害等により売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等について

2021年3月31日
株式会社名古屋証券取引所

I 趣旨

2020年10月に発生した東証 arrowhead の障害においては、システム面での課題のみならず、システム障害時における注文の取扱いルールが整理されていなかったことなどの課題が明らかになりました。これを受けて、東京証券取引所においては、「再発防止策検討協議会」が設置され市場関係者の方々とともに、ルール整備の在り方について検討が行われてまいりました。今般、システム障害等の影響により、当取引所からの売買内容の通知が正常に送信できなかった場合の取扱い等について明確化すべく、以下のとおり概要をとりまとめました。

具体的には、システム障害等により、当取引所から売方取引参加者及び買方取引参加者に対して送信する売買内容の通知に不備があったことを当取引所が知った場合には、当取引所がその都度定めるところにより、売買の内容を改めて通知すること等を明確化します。

II 概要

項目	内容	備考
・ 売買が成立した旨の通知	<ul style="list-style-type: none">・ 当取引所は、システム障害等により、売買が成立した旨の通知に遅延、欠落その他の不備があったことを知った場合には、当取引所がその都度定めるところにより、売買の内容を改めて売方取引参加者及び買方取引参加者に対して通知することを明確化します。・ 顧客は、当取引所において成立する売買の内容は当取引所から取引参加者に通知される内容（当取引所から改めて通知された場合には、当該再通知の内容）のとおりのことを理解したうえで、取引参加者に対して有価証券の売買を委託することを明確化します。	・ 再発防止策検討協議会において取りまとめられたとおり、当取引所と取引参加者で認識している約定の状況に齟齬が生じているおそれがある障害が発生し、取引参加者に対して約定成立通知を送信できない状態の場合には、当取引所から売買の内容を遅滞なくファイル形式（約定状況一覧）で提供します。

III 実施時期

2021年6月を目途に実施します。

以上